

## 京都市動物愛護行動計画（第二期）の策定について

京都市動物愛護行動計画（以下、「市計画」という。）については、平成30年度末をもって10年間の計画期間が終了しますが、動物愛護管理法改正を巡る状況に加え、議会から次期市計画の策定に当たっては、京都府動物愛護推進計画（以下、「府計画」という。）との整合を図るよう指摘があったことを踏まえ、今年度における次期市計画の策定を留保し、府計画の中間見直し時期に合わせ、平成31年度以降に次期市計画の策定を進めることとし、現行市計画期間を延長することとします。

## 1 国及び京都府の動向

当初、平成30年度に法改正が行われ、それに追従して、政省令及び基本指針の改正が行われる予定であったが、法改正が平成31年通常国会以降にずれ込むこととなり、政省令等の改正、さらには府計画の見直しも、これに伴い遅延する見込みとなった。

西暦	2019年												2020年												2021年		
年度	31	元年度											2年度														
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
国	法	← 通常国会で成立か？ →							← 公布1年後に施行見込み →																		
	政省令	← 法改正後検討、パブコメ、公布 →												← 法施行に併せ施行見込み（公布後3か月以上あける） →													
	基本指針	← 骨子の検討 →			← 法改正後検討、パブコメ、公布 →																						
府	府計画	← 見直し、パブコメ、施行 →																									
市	市計画	← 府と事前協議 →							← 見直し、パブコメ、施行 →																		

## 2 次期市計画の策定までの対応等

## (1) 次期市計画の策定期間

法改正や府計画の見直し内容を踏まえる必要があるため、府計画の中間見直しに合わせて、平成31年度以降に現行市計画の見直し、次期市計画の策定を行う。

## (2) 現行市計画延長期間の対応

現行市計画において、目標達成に向け着実に取組を進められていることから、次期市計画の策定延期によって取組の後退を招くことがないように、前年を上回る実績を目指すこととする。

## 3 次期市計画策定に向けての取組等

## (1) 府との事前協議

平成28年3月の教育福祉委員会において、動物愛護センターの府市共同設置を契機に、市計画の内容についても府市協調を図るよう求められており、次期市計画の策定に当たっては、府市協調の取組等を反映した計画とし、取組を進める旨を答弁して

いる。

このため、府計画の中間見直しに合わせ、目標数値等に関し、府市の整合が図れるよう、府と十分に事前に協議を行う。一方、府は、基本指針の骨子案が公表された際に府計画の計画検討委員会を開催する予定であり、本市も参加し、府市の計画の整合を図る。

(2) 次期市計画についての意見聴取

次期市計画素案を取りまとめ、動物愛護推進会議で意見をうかがうほか、パブリックコメント等により広く市民意見を聴取し、意見を計画に反映させる。